

## 令和7年度 和歌山市通学路の要対策箇所一覧

| 番号 | 合同<br>点検 | 日付       | 小学校名  | 路線名                | 箇所名・住所                     | 通学路の状況・危険の内容  | 要望内容                               | 対策内容   | 対策予定時期  | 対策主体                 |
|----|----------|----------|-------|--------------------|----------------------------|---|------------------------------------|--|---------|----------------------|
| 1  | ○        | R7.6.10  | 東中学校  | 県道沖野々森小手穂線         | 松原337付近                    | 正門を出て道路に出る時、右側を確認しても視認づらいため車と接触する可能性がある。また、車の運転手にとっても学校が存在がわかりにくく直線道路のため、スピードを出したまま正門前を通過して行くことが多いため危険。   | 横断歩道のかすれを修復<br>信号機の新設<br>県道にハンプの設置 | 横断歩道については補修を行う。信号機の新設は、車の流れを止めてしまうため困難。<br>県道へのハンプの設置は難しいため、外側線の補修、速度落とせなどの路面標示を検討 | 令和7年度完成 | 和歌山東警察署<br>和歌山県道路管理者 |
| 2  |          | R7.9.12  | 貴志中学校 | 県道和歌山阪南線・県道新和歌浦梅原線 | 和歌山市中311番1地先から和歌山市中112番1地先 | 県道と和歌山阪南線並びに県道新和歌浦梅原線の当区間については、車両の交通量が多い道路でありながら、現状は歩道が無いため、生徒等が大変危険な状況です。歩道が整備されれば、生徒らにとって安全・安心な通学路としての利用にも繋がると思われまますので、歩道整備の早期整備が図られることを強く要望します。                  | 歩道の整備                              | 歩道の整備  | 令和8年度から | 和歌山県道路管理者            |
| 3  |          | R7.12.17 | 紀伊中学校 | 市道永穂宇田森線           | 和歌山市永穂277-1番地先             | 当該箇所は、国道24号と都市計画道路西脇山口線を南北に結ぶ当該地域の主要な生活道路であり、市立紀伊中学校の通学路にも指定されています。しかしながら、当該区間の幅員が非常に狭く、道路の線形が悪いため、道路利用者の安全・安心な通行空間が確保されていない状況であることから、生徒が安全に通学できる措置をとってくださるよう要望します。 | 歩行空間整備                             | 道路側溝に蓋掛けをして道路を拡幅し歩行空間を確保する。  | 令和8年度から | 和歌山市道路管理者            |